

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N589
2020・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

「調査」のための護衛艦派遣? 植松健一
伊方原発三号機運転差止仮処分勝訴の報告 中村 覚

シリーズ 誰のためのオリンピック?④

新国立競技場新入社員過労死事件 山岡遼平
アイヌのサケ捕獲権を巡る訴訟 市川守弘
民主主義の根幹を問うDNAデータベース違憲訴訟 川口 創
道警ヤジ排除事件 成田悠葵

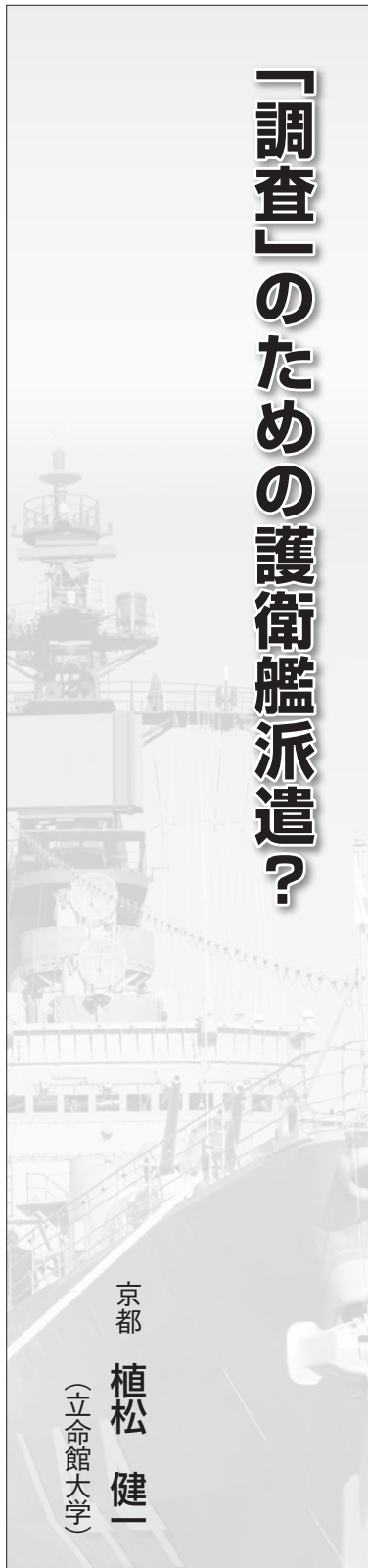
シリーズ 憲法を知るための12冊

磯村健太郎、山口栄二著『原発に挑んだ裁判官』 山田大輔
【議長ひとくちトーク】無限の力を開花させるには～「自分一人の力ではない」の深い意味～ 北村 栄
改憲問題対策法律家6団体連絡会の取り組み・集会報告(半田滋氏講演)
「自衛隊の中東派遣～緩む法規範と次の事態への準備」 大山勇一



トリエステの子ども

「調査」のための護衛艦派遣？



京都 植松 健一
(立命館大学)

一

映画『シン・ゴジラ』（東宝）が封切られた二〇一六年、防衛省編集協力の雑誌「MAMOR」（同年九月号）の誌上企画で「ゴジラ襲来・マモル国家安全保障会議を緊急招集せよ」という鼎談があった。『シン・ゴジラ』での防衛出動（自衛隊法七六条）という設定について、石破茂氏が「外国軍事組織ではないゴジラでは防衛出動の要件は充たさない。隊法八三条の災害派遣（害獣駆除）に当たるのでは」と二家言を述べ、話題になった頃のことである。その鼎談では、岩間陽子氏（国際政治）が防衛省設置法四号一八号の「調査及び研究」を自衛隊出動の根拠に挙げていた。調査研究の際にゴジラが攻撃してきたら、武器等防護による武器使用（隊法九五条）が可能になるという筋道である。これに対し、元自衛艦隊司令官・香田洋二氏は（現在は護衛艦「いずも」も建造した

ジャパン・マリヌユナイテッドの顧問。国家安全保障局顧問会議のメンバーも経験している）海上警備行動（隊法八二条）などの可能性に言及したのち、最後は「一人の生命は地球より重い」から「防衛出動しかない」と結論付けている。

二

元海将の乱暴な発想は論外としても、岩間氏の謙抑的な見立てにしても、つまりは自衛隊によるゴジラ攻撃ありきで（映画的にはそうでない）と困るが、その法的根拠を探るものである。「調査及び研究」の名目で向かってくる戦車や自走砲は、ゴジラからすれば「威嚇」を受けているように感じるだろう。今回の中東海域での海上自衛隊派遣（こちらは空想映画の話ではない）も同じことはいえないだろうか。P-3C哨戒機と護衛艦「たかなみ」、そして隊員二六〇名規模の部

隊の「調査及び研究」は、イランをはじめ中東の人々には「威嚇」と見えはしないか。ここで再び香田氏の言に遭遇する（日経ビジネス・オンライン二〇二〇年一月一七日配信・URL省略）。それは米軍によるイラン革命防衛隊司令官殺害により両国の緊張が危険水域に達し、日本国内で派遣への慎重論が強まった時期のインタビューである。香田氏は「事態が悪化したからこそ、自衛隊を派遣すべき」と、このような慎重論に異を唱える。「日本関係船舶を守ることは日本経済を守ることに直結する。その重要性に議論の余地はないでしょう。」ここに派遣推進派の典型的な思考様式を見ることが出来る。

三

過去の法解釈や国会答弁の積み重ねを平然と無視する人治の独裁国ならば実力組

織の活動の法的根拠など些末なことなのだろうが、まっとうな法治国家では軽視できない問題のはずだ。二〇一九年二月二七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」によれば、派遣された自衛隊は海上警備行動の要否を判断するために「日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集」を行い、その法的根拠は設置法四条一八号だという。だが「情報収集」(Intelligence)と「調査」(Survey)とは、活動の性質が(とくに軍事的文脈では)大きく異なる。防衛省の所掌事務を列記した設置法四条を確認してほしい。そこでは、防衛及び警備(二号)、「自衛隊の行動に関すること」(二号)、自衛隊の「組織、定員、編成、装備及び配置」に関する(三三)の後に、四号で「前三号の事務に必要な情報の収集整理」が挙げられている。対して、防衛に関する知識の普及宣伝(七号)の次にくる一八号の「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究」は、法の体系からしても四号の情報収集とは別概念である(でなければ四号と別に一八号を設ける必要がない)。調査・研究は所掌事務全般について可能であるが、四号のIntelligenceは一三三号に該当する範囲でしか認められないというのが法の意味である。四号を根拠にできないのは派遣地の情勢が「海上警備行動」の条件を満たしていないからであり、その段階でSurveyに護衛艦が

(すでにバーレーンの米軍基地に情報共有のための自衛官も派遣しているのに) 必要なのは疑わしい。結局のところ、「護衛艦派遣」という実績自体が、米国との関係で欲しいのだろう。そして、活動の実態としてもSurveyの範囲を越えた軍事的なIntelligenceが行われることが十分に予想される。一月一四日の河野防衛大臣とエスパー国防長官との会談では、米側から自衛隊派遣への感謝と、中東での情報共有・作戦協力の継続の意向が伝えられたという。

四

一月中旬の世論調査では、共同通信の調査が派遣「反対」五八%と、「賛成」三四%を大きく上回っている。毎日新聞では賛否拮抗、読売では「評価する」の意見が多いので、「世論は激しく反対」とまでは断定できないが、少なくとも派遣を疑問視する声が強いは見えて取れる。調査目的は「護衛艦が、いつしか「海上警備行動」、さらには有志連合(海洋保障イニシアティブ)として展開する米艦等の防護に従事している可能性もある。その米艦が攻撃を受ければ自衛隊の武力行使にも発展しかねない。不安を抱く国民は少なくないはずだが、メディアの反応が鈍いこともあって、大きな塊の反対の声には至っていない。だからこそ国会には問題点を示していく役割が期待される」ところだが、今回の派遣に関し

て国会はほとんど蚊帳の外だ。国会は閣議決定と活動終了時の「報告」を受けるとどまる。閣議決定の際の「報告」は、一月の閉会中審査で衆参各三時間ほど審議されたにすぎなかった。閣議決定にある「更なる外交努力を行う」、「情報収集活動はわが国独自の取組」、「必要と認められなくなった場合には、…活動を終了」といった説明を私たちが額面通りに読めないのは、やはり発信者である安倍内閣の責任が大きい。「日報」隠蔽・破棄問題を招いた防衛省・自衛隊はいうに及ばず、いまや政府・官僚機構全体が情報や記録の隠蔽・改ざんで成り立っている。それでも支持率が安定していたので政権はたかをくくってきた。しかし、それも限界にきているといえよう。「桜」やウイルス対策や検察官定年延長などと同じく、この問題についても、国会が、メディアが、そして情報公開請求などを通じて市民が、たんねんに監視を続けていけば、着実に政権を追い詰める手がかりが得られるはずだ。

*より本格的な論考を、永山茂樹会員が「前衛」九八五号に、尾崎彰俊会員が「月刊憲法運動」四八八号に寄稿されているので、一読をお薦めします。

伊方原発三号機運転差止仮処分 勝訴の報告

山口 中村 覚

一 勝訴の旗出し

勝った場合に備えて用意していた二種類の旗が寒風に翻った。「勝訴」と「伊方三号機運転差止」。待ち構えていた報道陣が一斉にカメラを向けてシャッターを切った。詰めかけた支援者たちから大きな歓声上がる。二〇二〇年一月十七日午後二時過ぎ、広島高裁前の歩道は、昼下がりの静寂を破って騒然となった。その頃は、広島高裁三階の控室で、裁判所からもらったばかりの決定要旨を早口で読み上げる平岡秀夫弁護士の声を、一言も聞き逃すまいと集中していた。一刻も早く裁判所前で待っている支援者たちとこの勝利を喜び合いたいという強い気持ちを押しさへながら。

二 提訴までの経緯

脱原発弁護団全国連絡会共同代表の河合弘之弁護士から、山口でも伊方原発の差止めを求める仮処分を起こしてくれないかと話があったのは、二〇二六年秋、映画「日本と原発四年後」上映会後の懇親会の席だった。早速この懇親会に参加していたメンバーが中心になって準備を始めた。何よりもまず仮処分の申立人になってくれる人を見つけなければならぬ。地図を広げると伊方原発と山口県は意外に近かった。特に県東部の周防灘と呼ばれる瀬戸内海に浮かぶ島々からは、伊方原発

は肉眼でも見えるほどの近さだった。そこで、申立人は、この島々に住む人にお願ひすることにした。祝島、平郡島、周防大島を駆け回って、三人の方の了解を得た。この地域は、山口県上関町に新設が計画されている上関原発をめぐる、長年反対運動に関わっている方が多く、「原発から瀬戸内海を守る」というこの裁判の趣旨をすぐに理解していただいた。

三 中央構造線

二〇一七年三月三日山口地裁岩国支部に仮処分申立。当時すでに松山、広島、大分の各地裁で、同じ伊方原発の運転差止めを求める仮処分が提訴されており、これらの先行する事件を追いかける形で裁判はスタートした。追いかけることでの気軽さも正直あった。原発の仕組み、地震のリスク、火山のリスクなど、普通の民事事件の中ではまず出会うことのない難解な用語が飛び交う準備書面を読んでも、短期間でこれを理解することは至難だったが、こちらは後発なのだから、先発の事件の書面を参考にして、山口県バージョンに修正すれば良いだろうと安易に考えていた。

提訴後まもなくして、東京の日弁護士が、地震について、他の事件と同じ内容ではなく、独自性を出した方が良いと言って、愛媛大学名誉教授の小松正幸先生たちの研究成果を取り入れた主張を



勝訴の旗出し 中央が筆者

出すことになった。中央構造線の問題であった。結果的にこの判断が、今回の広島高裁での勝訴につながっていく。

四 敷地直近の活断層

原発の施設を建設する場合、地震に対する安全性を確保するため、地震が発生する場所を予想して、そこから生じる地震動を計算し、これに耐えられるような施設の耐震設計をすることになって

いる。基準地震動と呼ばれるもので、伊方原発では、沖合約八キロの付近にある活断層が動いた場合を想定し、六五〇ガルという基準地震動を策定していた。ところが小松教授らの研究では、敷地前のわずか六〇〇メートル付近に、地震を引き起こす本来の活断層が存在し、沖合八キロの活断層は副次的なものに過ぎないとされていた。日本最大の断層、中央構造線である。仮にこの説が正しいとすると、四国電力はこの敷地前六〇〇メートルの活断層が動いた場合の地震動を評価しなければならず、現在の基準地震動は過小評価だったことになる。

先行する三つの事件では全く取り上げていない主張であったが、私たちはこの中央構造線の問題に力を注ぎ、仮処分としては異例の口頭弁論を開いて小松教授の証人尋問も実現した。

しかし二〇一九年三月に出された岩国支部の決定は申立てを却下するという敗訴決定であった。

五 広島高裁決定の意義

直ちに即時抗告をして、広島高裁第四部での抗告審が始まった。抗告審では地震の關係は、中央構造線以外の主張は省略し、争点をしぼった。その結果、広島高裁は私たちの主張を認めて、伊方原発三号機には、地震に関して、具体的な危険性があると判断した。

決め手となったのは、二〇一七年二月に公表された地震調査推進本部の長期評価(第二版)であった。長期評価では中央構造線が活断層である可能性を考慮する必要があること、佐田岬半島沿岸ではこれまで探査がされておらず今後の詳細な調査が求められることが明記されていた。

地震本部は、阪神淡路大震災を契機として、我が国の地震に関する研究を一元化する目的で設置された国の機関で、ここが出す長期評価は、その時点における我が国の最新の知見である。四国電力は、この長期評価を一部委員の個人的な見解だとか、四国電力の詳細な海上音波探査を見落としたものだと非難していたが、広島高裁はこれを退けた。さらに本決定では、四国電力の火山灰に対する評価も過小だと判断した。地震と火山の両方について私たちの主張を採用したもので、全面勝訴と評価してよい内容だった。

六 今後の展望

四国電力がこの決定に対する異議申立てをしてくることはほぼ確実で、まだまだ裁判は続くが、引き続き全力で闘う決意である。

シリーズ

誰のためのオリンピック？

④

新国立競技場新入社員過労死事件

神奈川 山岡 遥平

一 新入社員の過労死

二〇一七年三月二日、一人の若者が姿を消し、四月二五日、帰らぬ人として姿を発見された。自死だった。

この若者は、二〇一六年の三月に大学を卒業し、同年四月、A社に入社したばかりの新入社員だった。彼が亡くなるに至った理由は、長時間労働をはじめとする過重労働だった。そして、彼が亡くなるまで働いていた場所、それが、オリンピックのメインスタジアムとなる新国立競技場だったのだ。

彼は、各地での研修を終え、二〇一六年二月中旬から新国立競技場の現場監督として業務に従事して、地盤改良工事を担当していた。軟弱な地盤に機械で穴を掘って、そこに薬剤を注入し、杭のようにすることで地盤を改良していく。この工事の現場に入り、機材の手配や、現場の写真撮影等現場管理、元請けへの報告のための文書作成などを行っていた。

これらの業務は多忙を極め、上野労基署が認定した労働時間でも、二〇一六年一月三日から失踪前日の三月一日までの三〇日間における時間外労働時間(週四〇時間を越えて働いた時間)が一九〇時間一八分、その前三〇日間(二月一日～一月

三一日)における時間外労働時間も一六〇時間五分と、極度の長時間労働に従事していた。単純に計算しても、月一九〇時間の時間外労働、というのは、三〇日で割っても一日六時間以上の時間外労働を行っていたというもので、そのすさまじさは分かるだろう。

このような長時間労働に従事していた彼は、それでも、両親に朝四時に起こして欲しい旨頼み、無理矢理起こしてもらわないとならないくらい、疲弊しきっていた。一カ月の労働時間だけで精神疾患が労災であると認められる「特別な出来事」とされる月一六〇時間を二カ月連続で上回っていた。

二 過労死の原因

このような長時間労働になった原因は、単純に仕事の量が多かったことに加え、納期の問題があっただろう。周知の通り、二〇二二年二月に一度、デザイン案が決まりながら、二〇一五年七月に計画が白紙化され、二〇一六年二月にやっと着工した、という事情がある。元々の計画では、実際の着工より一年以上前の二〇一五年秋には着工している予定だった。

しかも、多重下請け構造と人手不足によって、仕事を分散することができない。現場監督の業務

は、実際に現場での写真撮影等の管理業務の他、元請けに対する報告書の作成業務もある。すなわち、現場にいななければならない時間+報告書の作成等現場外での業務が必要で、仕事を分散しない限り、必然的に時間外労働が発生するとすらいえる。

三 新国立競技場の労働現場の状況

二〇一七年九月、新国立競技場の現場に立ち入り調査が入ったのだが、業者の約六割の八一社に対しては正働告がなされ、違法な長時間労働があったのは三七社、そのうち一〇社で月一〇〇時間以上の時間外労働、三社が月一五〇時間もの時間外労働を行わせていたと報道された。

このように、長時間労働は被災者の方だけの問題ではなかった。「違法な長時間労働」の報道でこの通りであったが、もしかすると、「違法でない」長時間労働はもっとあったのかもしれない。

四 上限規制の例外

過労死事件を受け、労働時間の規制をきちんと行うようになった旨の報道もされたが、その一方で、いわゆる働き方改革においても、建設業は時間外労働時間の上限規制の例外とされている。そ

の理由が、現在の労働時間が多いことである、というのだから呆れてしまう。

しかも、二〇二〇年まで適用しない、というのであるから、オリンピック関連での業務増加を見込んでものだろう。

オリンピック関連だから、今労働時間が長いものを急に短くできないからといって、月一〇〇時間、平均八〇時間という緩い上限規制すらも適用しない、というのは本末転倒ではないだろうか。今長時間労働が蔓延しているからこそ、法的な強制力をもって、きちんと規制を行うことが必要だろう。しかも、今回の過労死事件でも明らかとなり、長時間労働は、単に労働者の時間を奪うのみではなく、労働者の健康・生命すら奪うものだ。それよりも経済活動が重要、などというのはあまりに非人道的だ。

五 誰のためのオリンピック？

オリンピック憲章は「オリンピックは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピックはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を

探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を

基盤とする。」とうたう。

今のオリンピックは、明確に経済活動の一つとして位置づけられ、その一つとして、スタジアムや、各施設の建設もある。

その建設現場において、過重労働で労働者の「肉体と意志と精神」を高めるところか、破壊することがオリンピックの精神にそぐうのであろうか？ 崇高なオリンピックを体現するアスリートが活躍する施設では労働者が苦しめられる。グロテスクな対比だ。

オリンピックの商業化が批判されて久しいが、オリンピックというイベントや国家や都市のメンツを看板にして、商業化のもとで労働者が被害を受けること自体、オリンピックの破壊であり、労働者からの搾取である。プレミア化し、チケットも手に入らない、それどころか働き過ぎで観戦の時間もない、そんな労働者のためのオリンピックにはなっていない。

オリンピックが今後生き残るには、「良い模範であることの教育的価値」を運営の全面にわたって実現し、真に全ての人のためのオリンピックとなるようにならないだろうか。

* 次回の「シリーズ誰のためのオリンピック？⑤」は五月号となります。

アイヌのサケ捕獲権を巡る訴訟

北海道 市川 守弘

1 Fish Wars

アメリカワシントン州では、六〇年代にFish Warsと呼ばれるインディアンと州との闘いがあつた。これはビージェット湾でのサケ捕獲権をめぐるインディアンとの闘いのことである。それまで自由に行われていたインディアントライプ(集団)のサケ漁を、ワシントン州はサケ資源保護を理由として州法をもつて規制し、禁止したのが始まりである。最終的には七〇年代に入つて連邦地裁(ボルド判決)、さらには連邦最高裁がインディアントライプのサケ捕獲権を認めた。

アイヌもかつては自由にサケを捕獲し、サケは食糧になるとともに重要な交易品にもなつていた。明治になってアイヌのサケ捕獲権は制限され、現在では禁止されている。水産資源保護法、北海

道内水面漁業調整規則が根拠法である。

しかし、二〇二〇年、アイヌはこの和人による理由なきサケ捕獲禁止制度に対して立ち上がった。日本版Fish Warsの開始である。

2 アイヌのサケ捕獲権とは

アイヌのサケ捕獲権は、広く自然資源に対する権限である先住権の一つの権利とされている。主体は、コタンと称するアイヌの集団である。二風谷判決では、個人の権利として文化享有権がICPR(政治的・市民的権利に関する国際人権規約)や憲法二三条によって認められるとしたが、集団の権利については全く触れられていなかった。

この集団の権限はアイヌの歴史から導かれる。江戸時代は、アイヌは「化外の民」とされ、異域(外国)の民とされた。蝦夷地は幕藩制の支配が及

ばない異域であつた。幕藩制からのアイヌに対する制約は、それまで南部藩などと自由に交易をしていたものが、唯一松前藩に交易の相手が限定されたことであつた。では、蝦夷地内におけるアイヌは幕藩制とどのような関係にあつたのか? それは「蝦夷次第」つまり、エゾのことはエゾ任せ、とされアイヌの自由に任せられたのである。もちろん課税、賦役はなかつた。当時のアイヌ社会は、蝦夷地内に数百以上のコタンが存在し、各コタンは数戸から数十戸の集落からなり、イオルと呼ばれる排他的・独占的支配領域を有し、サケをはじめとする自然資源や土地を自由に利用していた。これらのコタンは、それぞれ民事、刑事の実体法を有し、訴訟手続法も有して訴訟を行つていた。この訴訟は常に公開の場で行われ、審理は基本的に「チャランケ」と称する口頭弁論での優劣が競わ

れた。刑事事件では死刑制度は存在していなかった。

このようなコタンについて、イギリスの人類学者であったジョン・バチエラーは、「一種の国家のようである」と評していた。

明治になるまで、紆余曲折はありながらも、このようなコタンの地位が存在し、このコタンという集団が、一定の支配領域と自己決定権を有していた。サケ捕獲権もこのようなコタンの権限として存在し、したがって他のコタンの人が勝手にその支配領域に入つてサケを捕獲すれば、時にコタン間の戦争になった。有名なシヤクシヤインの乱は、メナシクル(西の人)集団とシムムタルという集団の静内川の漁業権を巡つての争いが始まりとされている。

3 サケ捕獲権の権原は？

コタンを以上のように捉えれば、サケ捕獲権は、コタンという集団が歴史的に有していた土地や自然資源に対する独占的・排他的支配権の一つとして認められるべきものである。これは法的には主権が権原であると理解してよい。

アイヌのサケ捕獲権が、各コタンの主権を根拠とするということは、このサケ捕獲権は憲法外の権利であるということになる。一部の憲法学者は、アイヌの先住権を憲法によって位置づけようとする

が、このような考えは諸外国の先住民族の権利(特に国連先住民族の権利宣言(二〇〇七年)についての理解と全く異なる日本独特の考えである。サケ捕獲権をはじめとするアイヌの先住権は、前国家的・前憲法的権利であるとされている。これを憲法下で考えようとすることは、日本という国にアイヌが完全に同化されたことを前提に考えることではない。

主権論から考えると次のような疑問が生じる。①明治になって、幕藩時代とは異なり、政府は北海道を直接支配するようになったから江戸時代の権限(主権)は失われた、②仮にアイヌコタンに権限(主権)があるとしても、現在ではコタンといえるような集団(主権集団)が存在しないのではないか、等々である。

4 明治政府とアイヌ

明治政府は日本国の支配領域について前政権の有していた領域を引き継ぐという国際法に拘束される。徳川幕府は広大な蝦夷地(和人地は函館の周辺のごく一部)を異域(外国)とし、その支配は及ばないとしていたのであるから、明治政府は北海道に進出するに当たり条約等を各アイヌコタンと締結し、合意に基づいて土地や自然資源を取得しなければならなかった。実際に開拓史のお雇い外国人のケブロンは北海道の開拓についてアメリ

カのホームステッド法(一八六三年)を紹介して、日本での開拓を薦めた。このアメリカ法はインディアンから土地を買い取ってはじめてその土地は、公有地となり、この公有地を開拓民に分配する法律である。しかし、開拓史はこれを無視し、一方的に国有地宣言をして和人の開拓を進めた。これは法的には侵略行為である。

なお、日露通商条約によって江戸幕府はロシアとの国境を択捉と国後との間に定めたことをもって、日本国の支配領域は国後まで及んだとする人もいる。しかしこれは間違いである。大國間での国境の定めは、先住民族との関係では優先的な土地取得交渉権を有するに過ぎないとされているのである。

5 現在におけるコタンの存在

日本政府の公式見解は、日本にはもはや集団の権限を認められるようなアイヌの集団がそもそも存在しない、したがって、集団の権利はアイヌにはない、とするものである。北大の中村陸男氏、常本照樹氏などもこの考えである。

しかし、土地を奪われ、自然資源を奪われ、自己決定権を奪われていけば、かつてのようなコタンの機能を有する集団がいけないのは当然のことである。訴訟は私的リンチとされ憲法で禁止されているから、訴訟を行うことすらできない。

ただ、現行法制度のもとでも、文化的、社会的統一性を持った地域の集団は存在する。四月にもサケ捕獲権の確認訴訟を提訴しようとする浦幌アイヌ協会は、浦幌町内にかつて存在した複数のコタンの構成員の子孫からなり、かつてのコタンが有していた権限を引き継ぐ集団として主張する予定である。

つまり、現代においては、現代において認められた形態でのコタンは存在していると考えている。

6 文化享有権との違い

浦幌アイヌ協会は、かつて交易品として、つま

り経済活動の一環として営まれていたサケ捕獲を現代において復活しようとする闘いをはじめものである。

現行制度では、丸木舟に乗って民族衣装を着て、マレックと呼ばれる伝統的モリを使つてのサケ漁は、文化伝承の限りで知事の許可によって認められている。

しかし、先住権としてのサケ捕獲権は、集団の経済活動の一環として行われるもので、船外機付きの船を利用し、刺し網を用いて億単位の水揚げを求めるものである。このサケ捕獲権が認められれば、アイヌは地域において経済的に自立し、国

からの「交付金」に頼らずに生活でき、若者は都会に行く必要もなくなる。

まさに、主権に基づいて、自立した集団としての経済活動を政府に認めさせるものなのである。

最後に、アイヌの歴史については榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館・二〇一五年）、アイヌの権限についての詳細は拙著『アイヌの法的地位と国の不正義』（寿郎社・二〇一九年）にまとめていますので、ご覧いただけると幸いです。

民主主義の根幹を問う DNAデータベース違憲訴訟

あいち
川口
創はじめ

警

察に取り調べを受けた際に採取されたDNAデータを、捜査終了後も保管しているの

は憲法二三条に違反する、などとして、名古屋市内の五〇代の女性保育士Aさんが、国を相手にデ

ータの抹消と慰謝料を求めて、二〇一九年六月三日、名古屋地方裁判所に提訴した。

Aさんは、二〇一四年六月、行方不明となった犬の情報を求めるチラシを、名古屋市太白区内に九枚貼った、ということだけで、名古屋市の迷惑防止条例に違反する、として、同年七月初旬、太白警察からAさんのところに「チラシを電柱に貼ることは条例に反している」との電話があり、七月一日警察に出頭を求められた。

同日午前中、Aさんは、太白警察の警察官数名に連れられて、警察車両に乗せられ、犬チラシを貼った九カ所を回り、その都度被疑者として電柱に指さし確認をさせられながら、写真を撮られた。

その後、太白警察に連れて行かれ、午後三時まで取り調べを受けている。

さらに、八月一九日にも警察から再度呼び出され、身上経歴の書面を作った後、おもむろに鑑識室に連れて行かれた。そこで、説明もないまま写真を撮られ、両手一〇指の指紋を取られ、さらにDNAも採取された。DNAに際しては「DNAを採取しておく、天災の時に身元判明につながります」という説明があっただけで、捜査に必要だという説明はなく、任意であつて断れる、という説明も一切なく、問答無用で採取された。

その後、Aさんは当然不起訴となったが、Aさんとしては、将来にわたつてずっと被疑者として、自分の写真、指紋、DNAデータが警察に保管さ

れ続けることに耐えがたい苦痛を覚えていた。

しかも、任意で断れる、という説明もなかったことに、Aさんは強い憤りを覚え、同年二月頃、太白警察に情報の削除を求めたが、削除されたという連絡はなかった。

二

〇一九年五月に、当職が国会議員を通じて入手した情報によれば、二〇一八年末時点で、DNA型データベースの登録件数は二二三九二八件に上っている。

二〇一〇年から始まったデータの集積は年々拡大し、膨大なデータベースとなっているのである。

しかも、DNAのデータベース化については法律の規定がなく、国家公安委員会の内部規則があるのみである。データの削除は「死亡」か「必要がなくなったとき」しか認められず、「必要がなくなったとき」とは、データの重複などの場合のみであり、捜査が終了してもデータは削除されることなく、保管、集積される仕組みだ。

当職によせられた情報によれば、各警察署で「DNA採取月間」なる、DNAデータの採取を推進している期間があるということであり、その期間以外であっても、基本的に取調室に入った者からは全てDNAを取る、という方針で臨んでいるということである。

先行する類似事件の尋問で、警察官が明確に法

廷で述べていたことであるが、原則としてどんな事件であっても、基本的に顔写真、指紋、DNAデータは収集することとなっていて、拒む人はほとんどいない、とその警察官は証言していた。

「任意」を装いながら、実際には採取を拒めない実態があることを裏付けている。

これらの情報については、もともと、その事件の捜査のため、ではなく、将来の捜査のため、入手されている。つまり、今後起こる事件について、その都度、顔写真、指紋、DNAを照合し、犯人ではないか、と探索されつつけるわけである。

DNA型データベースについては、諸外国でも整備されつつあるが、究極の個人情報であることから、いずれも法律によって厳密に定められている。

法律によらずに、「任意捜査」を装ってデータを入手し、無尽蔵に集積しているのは先進国では日本くらいだ。ドイツなどでは、「情報自己決定権」を侵害しないよう配慮しながら法律が整備されており、捜査終了後は性犯罪や重大犯罪以外は削除されることになっている。

日本も憲法二三条により、情報自己決定権が保障されると考えられることからすれば、法律に基づかずに無尽蔵にDNAデータを集積し、保管している現状は、明らかに憲法二三条に違反すると言わざるを得ない。

D NAデータが集積していく、ということは、国家に常に監視される社会が構築されていく、ということでもある。

多くの市民のデータが保管されればされるほど、常に模範的な市民として生きようとする萎縮効果が高まると言われている。自分の行動が常に監視されていると考えながら生活するわけだから、萎縮効果は抜群だ。

国家にたてつくことなく、模範的な「羊」として生きる国民を作り出すことになるわけだが、これは、アメリカの学者、ジエド・ルーベンフェルドが述べるように「全体主義原理」を国民生活の中に植え付けていくことに他ならない。

民主主義を根底から侵蝕しかねない、重大な問題である。

日本は、すでに高度な監視国家となりつつある。

しかも、個人に自己の情報が国家に管理されることに対する抵抗感が低い、ということもあいまって、その進度は著しいものがある。

また、DNAデータの採取が「任意捜査」を装って無制限に行われている現状は、DNAデータの集積のために、軽微な事件でも取り調べを行い、DNAを採取するということを誘発する。つまり、DNAを取るために捜査をする、ということが拡大しかねない。

軽微な取り調べが拡大し、市民生活に警察権が過度に干渉してくるにつながらる。

本 件は、まさに、犬を探しているというチラシを九枚貼っただけ、という極めて軽微な件である。せいぜい、名古屋市の土木課から一般電話をすればすむだけの話だ。

Aさんは、この件で不起訴を求める署名をしたことから、勤務先からその後、退職を強要され、仕事を失った。

取り調べをする、ということ自体が、市民の人生をいかに踏みこじってしまうか。だからこそ、市民への捜査活動は抑制的にならなければならないが、これを、警察は常に配慮しなければならないが、少なくともこの件では全く配慮は見られない。

このような軽微な件で、長時間取り調べし、DNAなどの個人情報採取するなど、明らかに行き過ぎであることは誰が見ても明らかである。

この件は、捜査直後、モニタリングボードなどの全国のテレビ局などで「行き過ぎた捜査」として報道されているが、こうした行き過ぎた捜査は、全国に広がっていると思われる。

DNA型データなどの採取と保管を無制限に許している現状は、警察の捜査の濫用を誘発し、また、データの集積そのものが市民生活に萎縮をもたらす。

DNA等の究極の個人情報法律に基づかずに国家に集積されるということは、情報自己決定権を侵害し、個人の尊厳を明らかに踏みこじるものであると同時に、先述したように、民主主義の根幹を揺るがす重大な事態である。

この裁判は、個人の尊厳と民主主義を守るために、重大な闘いだと位置づけて、力を尽くしていきます。応援よろしく願っています。

弁護団は、中谷雄二弁護士、兼村知孝弁護士と私の三人です。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)
まで、アドレスをお送り下さい。

道警ヤジ排除事件



北海道 成田 悠葵 ゆうき

1 道警ヤジ排除事件のあらまし

二〇一九年七月十五日、JR札幌駅前などで安倍首相の街頭演説が行われた際、「安倍やめろ」とヤジを発するなど安倍首相に反対・抗議の意を表明した市民が警察官に強制的に排除されたという事件が同時多発的に発生しました。

そのとき排除された市民の一人(大杉雅栄さん)が、国家賠償請求訴訟を提起し、併せて、刑事告訴しましたので、その経緯をご報告いたします。

2 「道警が市民を街頭演説から排除した法的根拠は？」

これについて、北海道警察(以下「道警」)の山岸直人本部長は、これまで四度(二月二〇日現在)、道議会で排除の事実関係や法的根拠の説明を求められていますが、「事実確認を継続中」、「トラブル防止の観点から措置を講じた」などと述べるだけで、詳細な説明を避け続けてきました。マスクも道警に対して、繰り返し質問してききましたが、すべて同様の回答です。

道警を管理する北海道公安委員会も、道警の対応を黙認してきました。

報道によると、道警が「法令を遵守したもので問題はなかった」との報告を出すようですが、二月二〇日時点では詳細は不明です。

3 国賠提訴&刑事告訴

このような状況を受け、二〇一九年二月三日、大杉さん(以下原告)は、国賠訴訟を提起し、警察官複数名を刑事告訴するに至りました。

(1) 国賠訴訟の概要

今回、警察官の違法行為としたのは、街頭演説会の会場から原告を排除する際の警察官による有形力の行使です。そして、通達などを基に、警察組織全体の組織的・計画的になされた違法行為であるとして、警察官個人ではなく、道警を被告としています。

有形力が行使された場面は、以下のような状況でした。

七月十五日、安倍首相は、札幌駅前の交差点付近で、周囲に安倍首相や自民党を支持する人がプラカードを掲げたり支持する声を上げる中、街宣車の上から選挙演説をしていました。そうした中で、原告は一人で、安倍首相に対し、「安倍やめろ、帰れ」と叫びました。すると、直ちに、周囲にいた警察官が原告を取り囲み、腕や肩をつかみ、後ろに引きずるように引っ張って移動させました。引きずられた先でも、原告が再び「安倍やめろ」と叫ぶと、一人の警察官が原告を後ろから羽交い絞めにして後方へ引っ張り、別の警察官が原告の正面から腕をつかんで後方へ押し込み、原

告は最初に肉声を発した地点から数十メートル離れた地点まで移動させられました。あつという間の出来事でした。その後も、原告は、取り囲んだ警察官の隙を見て、安倍首相に近づこうとしましたが、私服の警察官に正面から抱きかかえられるように両腕を捕まれたり、首の周りに腕を回されたりしながら、別の地点まで移動(最大五〇メートル程度)させられるということが繰り返されました。

こうした警察官の違法な有形力の行使によって、原告の表現の自由や移動の自由などが侵害されたとし、慰謝料三〇〇万円の支払いを求めています。

原告のヤジに対して、ネット上では、公選法の「演説妨害罪」だから排除は当然などと言われています。しかし、「演説妨害罪」は、「演説の遂行に支障を来さない程度に多少の弥次を飛ばし質問をなす等は許容」(大阪高裁昭和二十九年一月二十九日)とされているなど、原告のヤジに違法性はありません。警察官の有形力の行使は、行政警察活動としても適法となる余地はありません。その他の詳細は訴状をご覧ください(大杉雅栄さんのホームページ https://note.com/s_ohsugi/m1e2d321acdfb)。

(2) 刑事告訴の概要

大杉さんを告訴人として、氏名不詳の警察官六

七名を、特別公務員職権乱用罪あるいは特別公務員暴行陵虐罪で札幌地検に告訴しており、捜査は継続中です。

4 ヤジに込められた原告の思い

国賠訴訟の第一回口頭弁論期日が二〇二〇年一月三十一日に実施されました。

法廷では、原告が警察官に有形力を行使され、排除されていく様子を撮影した映像を放映しました。

その後、原告と弁護団長(元札幌市長)がそれぞれ意見陳述を行いました。以下は、原告がヤジを言いに行った理由を述べた部分です。

「私は、二〇一九年の七月一日、友人と一緒に札幌駅前に向かいました。目的は、参議院議員選挙に伴う応援演説のために来ている安倍晋三(内閣総理大臣)の演説場面に行くこと。そして安倍首相に対して『お前を支持していない人間がここにいるのだ』という意志表示を、なんらかの形ですることでした。

私は、普段、ソーシャルワーカーと呼ばれる福祉の仕事に就いており、日々、様々な相談対応や支援に携わっています。支援対象者は様々で、障害がある方、ひきこもり状態にある方、生活保護を受給している方、DV被害にあっている方、失業中の方など、様々です。私は、そうした方々の

相談を受けながら、彼ら・彼女らの生活が少しでも改善し、安定することができるようにと、試行錯誤しながら関わっています。しかし、その試みは容易ではありません。というのも、相談に来る方のまわりには、様々な社会的な障壁が立ち並び、なかなか前に進むことができない状況があるからです。」(全文は前述のHPをご覧ください)。

意見陳述からは、原告のヤジは、自らの体験に基づく切実な思いを込めた表現行為であることが分かります。

5 今後

国賠訴訟は、次回(四月三日)までに被告の實質的な答弁書が提出される予定です。さらに、二月中には「増税反対」と叫び排除された市民の追加提訴・刑事告訴を予定しています。

本件は、街頭演説の場で、聴衆から支持する声も上がっている中、政権に対する批判的な表現行為のみを排除するというものであり、「不偏不党且つ公平中正」(警察法二条)な職務遂行としてなされたものでもありません。まさに、警察権力の濫用によって表現の自由が侵害されたという事案です。

今後、警察権力の暴走を正し、表現の自由を勝ち取るために全力を尽くしますので、ご支援のほどよろしく願います。

シリーズ
憲法を知るための
12冊

磯村健太郎、山口栄二著

『原発に挑んだ裁判官』

東京 山田 大輔



『原発に挑んだ裁判官』

二〇一九年六月発行

著者：磯村健太郎

山口栄二

出版社：朝日新聞出版

定価：七二六円(税込)

A六判並製 二八八頁

1 本書は、二人のジャーナリストによる、原発の運転や設置等の差止訴訟(以下、「原発差止訴訟」と総称する)を担当した裁判官、

原発差止訴訟をめぐる最高裁判所にスポットを当てた一冊である。二〇一九年の総会で、小野寺利孝会員が講演のなかで紹介された本でもある。

著者らは、原発差止訴訟において、原告側の主張を認めた裁判官、認めなかった裁判官にそれぞれインタビューを行い、二〇二一年三月二日の原発事故後(以下、「本件事故」という)、それぞれが担当した裁判について、どのように受け止めているかということを取材している。

また、原発差止訴訟における、本件事故前後の最高裁判所の関わりについても取材がなされている。

2 本件事故直後、原発事故の悲惨さ、特に周辺住民に与える被害の大きさは、多く

の国民にとって明確なものとなり、原発の廃止を求める運動も盛り上がった。

本件事故後、原発を巡る訴訟は、差し止めを求める訴訟のみならず、本件事故による損害賠償請求訴訟や原状回復請求訴訟なども提起されている。

裁判所も、本件事故による被害の実態や国民世論を受け、原発の差し止めを求める訴訟では、本件事故前と比較して、積極的に取り組み、原発の危険性を直視した判決も目立つようになっていく。本書では、本件事故前に原告側の主張を認めた裁判官のインタビューを通じて、原告側の主張立証と、裁判官の「良識と理性」が、これらの判決を作り上げてきたことをうかがわせる。

とはいえ、本件事故後も、事故前と同様に、抽象的に原発の安全性について検討し、差し止めを

認めない判決もある。

また、本件事故による損害賠償請求を求める訴訟では、原告ら被害住民が受けた被害の実情を受け止めた損害を認定する裁判所はほとんどない。本件事故後も続く裁判所の消極的な姿勢の背景には何かがあるか。

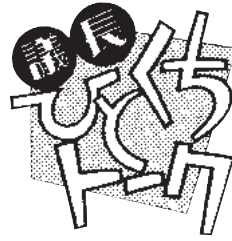
本書は、その背景について、司法官僚制度と保守的な最高裁判所及び同事務総局の影響力、すなわち、不明瞭な基準に基づく人事制度や会同・研究会という形で最高裁判所の見解が事実上、全国に裁判官に公開されてきたことを挙げている。

司法官僚制度による悪影響は、原発訴訟に限られない。例えば、二〇一九年に当部会で決議を挙げた大崎事件に関しても、最高裁判所の判断内容が問題になった。

司法は、人権を守る最後の砦としての役割を期

待されている。

しかし、現在、前記背景もあって、その役割は必ずしも発揮されていない。



無限の力を 開花させるには

～「自分一人の力ではない」の深い意味～

長く受験時代を過ごしたため、弁護士になつてからも周りは凄い人ばかりに見えました。その中でも大きな弁護団事件の中心で活躍し、人の数倍も働いている先輩は不思議に思え、弁護士に限らずそんなプロフェッショナルに憧れました。色々話を聞いたり、本を読み進めていくうちに、これまた共通する言葉、発想に出会いました。それは何か。「自分一人の力でやっているのではない」というものです。ある意味当然で、他の仲間、協力者、時には依頼者の大きな協力があって物事が成し遂げられていく、謙虚な言葉です。しかし、歳を重ねるにつけ、この意味はさ

地裁、高裁でよい判決が出されても、最高裁がその判決を覆すということが繰り返されている。本書は、原発問題を通じて、現在の司法の問題

点を理解できるものであり、これを一つの材料として、司法の民主化を実現する方策を検討していきたい。

らに深く、別の意味を持つことがわかるようになってきました。それは、「自分ではなく、大いなるものが(自分の身体を使って)やっているのだ」という意味です。以前にも目にはしたのでしようが、その時は目にも止まらず、最近その感覚がわかるようになってきました。心理学的に言えば潜在意識の働きといえなくもないですが、よく芸術家達、作曲家や小説家の方々に、素晴らしい作品を生み出したときなど、それは自分が考えたものではない、突然(頭の中に)降りてきたものだと言っている人がいます。素晴らしい成果を成し遂げた人が共通して言う言葉です(あまり大きな声で言うとはんだと思われるから言わない人も結構いますが)。

ここで、「自信」という言葉を見てみます。私は弁護士になつてからも不安で、自信溢れる人が羨ましく思いましたが、よく見ると本物の自信がある先人は穏やかでもあるのです。それは何故か。「我ががなすは我ががなすにあらず、天がなす技」と言うのです。自分は

大いなるものと繋がっていて、自分がやっていない、大いなるものがやっているのだと言います。たしかに、本当にそうなら、自分と大いなるものが繋がっているのなら、これほど心強いもの(自信)はありません。

ここで我々が考えるべきは、大いなるものが科学的に存在するのか、本当にそれと繋がっているのかではなく、凄いこと、天才的なことを成し遂げた先人たちがそのような感覚で日々事をなしていたという事実です。

我々は、日々ギリギリの状態です。ただ、それは本当にそうでしょうか。これ以上はやれないのでしょうか。もちろん、健康には気を遣うべきでしょう。ただ、「自分は大いなる何かに導かれている」という感覚は、自分は無限の力を持っているという感覚に結びつきます。一般人の我々にも未知の部分にさらに一歩踏み出せる力があります。

(青法協弁学台同部会議長 北村 栄)

半田滋氏講演

「自衛隊の中東派遣」 緩む法規範と次の事態への準備

2/20
集会報告

東京 大山 勇一

本年二月二〇日、東京都内にて、「改憲問題対策法律家六団体連絡会」と「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」の共催で、「自衛隊中東派遣に反対し閣議決定の撤回を求める集会」が開催されました。

当日は、半田滋さん（東京新聞論説兼編集委員）から「自衛隊の中東派遣」緩む法規範と次の事態への準備」について、また永山茂樹会員（東海大学教授）から「憲法的視点から中東派遣を考える」についてお話を伺いました。本紙では紙面の都合上、半田さんからの報告を紹介します。

1 今回の有志連合の目的は「商業の自由の促進、海運への脅威の抑止」とされ、具体的に、①フリゲート艦や駆逐艦など大型の海軍艦船がホルムズ海峡の監視を実施し、②小型の海軍艦船が主要な運航隊をパトロールし、③哨戒機などが空中監視をするというものとなっています。

そして、その対象海域は、ペルシャ湾、ホルムズ海峡など四つとなっています。今回の作戦は、「オペレーション・センチネル（番兵作戦）」とよばれています。

今回の有志連合に多くの国々が参加しているかのように見えますが、実際にはアメリカ、イギリス、オーストラリア、バレーン、サウジアラビア、UAE、アルバニアのみにとどまっています（しかも具体的なアセット（艦船など）を提供しているのはイギリスとオーストラリアのみ）。もともと六〇カ国以上に参加を呼びかけたにもかかわらず、これだけの数にとどまったのは、アメリカの主張に理由がないからでしょう。

2 日本政府が自衛隊を派遣したのは、防衛省設置法の「調査・研究」に基づく「情報収集活動」という名目です。これと、アデン湾を中心とした「海賊対処」が目的とされています。

自衛隊の活動海域は、オマーン湾とバブ・エル・マンデブ海峡の公海で、これは前記の有志連合の活動海域と重複しています。

P-3C哨戒機二機と隊員六〇人は今年一月二日から活動を開始しました。また、護衛艦たかなみは二月二日に横須賀基地を出港し、まだ途中です（二月二〇日現在）。

有志連合の活動海域の補完をしていると言えませんが、このように自衛隊を派遣した目的は、イランとの関係を壊したくないが、一方で、トランプ大統領との関係も維持したいという政治的な思惑によるものでしょう。

今回、注目すべきは、一等海佐（旧日本軍でいう大佐）が三名派遣されていることです（海賊対処で派遣する幹部は二佐にとどめているのに）。今回の派遣には対米連携の専門家が含まれています。これまで日本はアメリカ中央海軍司令部に連絡要員を派遣したことはなく、今回が初めてです。このように高位の自衛官を派遣するのは情報を多く取るためでしょう。階級が高ければ高いほど、多くの会議に出席でき、情報が取れるわけですから。次の事態にいち早く対応できる態勢づくりとも言えます。派遣する護衛艦は一隻なのに、一佐を派遣しているというのは、今回の派遣をそれだけ重く受け止めているということです。

また、日本の船舶に不測の事態が生じた場合、



自衛隊法に基づき海上警備行動を発することができ、これは防衛相が首相の承認を得る必要があります。しかし、近くで襲撃がなされた場合にはこうした悠長なことは言えません。今回、護衛艦司令を派遣したのは、司令が現場判断で武器使用を判断できる立場にあると考えたのではないのでしょうか。

3 さて、ジブチには二〇二一年六月から、日本初の海外基地があります。宗主国のフランス、米国、中国に次いで、日本は四カ国目の

基地所有国です。現在は、ほとんど海賊行為はなされていないにもかかわらず、この基地から撤退しようとしません。もともと海賊対処は、海上保安庁の任務でしたが、それを海上自衛隊がみずからの任務としました。政府の思惑としては、中国への牽制もあると思います。

なお米国自身もジブチに巨大基地を置きながら、上空からの監視活動は自衛隊に任せており、

ここでも自衛隊は米軍の補完を行っています。

4 イランと米国とは緊張関係にあります。米国によるイランの司令官ソレイマニ氏の殺害を受けて、イランは米国を標的とする直接的な軍事行動に踏み切りました。両国ともに軍事衝突を避けたいと考えていますが、それぞれ国内向けには強気の姿勢を示さなければならぬという事情があります。そのため、報復合戦がさらにエスカレートする危険があります。国連も仲介役として期待できず、緊張緩和の糸口は見いだせていません。

こうした緊迫した情勢の中で、自衛隊は中東に派遣されました。本当に自衛隊は「調査・研究」だけにとどまり、軍事行動に巻き込まれないと言い切れますか。

5 二〇二五年に成立した安全保障関連法では、「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」が定められ、こうした事態となった場合、自衛隊は、①武器弾薬、燃料、食料の輸送、②弾薬、燃料、食料の提供、③攻撃発進準備中の航空機に対する燃料補給などができます。

一方で、国の存立が脅かされる等といった要件を満たせば、「存立危機事態」となります。こうした事態になれば、集団的自衛権の行使ができます。二〇二五年に安倍首相は、この存立危機事態の具体的な例としては、ホルムズ海峡での機雷掃

討以外念頭ないと答弁しました。万一、ホルムズ海峡で機雷封鎖される事態が生じれば、集団的自衛権行使の要件である存立危機事態を発令する危険性があります。

6 ところで、いま自衛隊は、海外で軍事訓練を堂々と行っています。二〇一六年八月に、安倍首相が提唱した、「自由で開かれたインド太平洋戦略」は安全保障面での協力が本丸で、南シナ海で軍事拠点化を進める中国を牽制するものです。これまで日米のみの訓練だったものをインドを含めた三カ国訓練に格上げしています。三

カ国の共同訓練「マラバール」は、二〇一七年にはインド南部のチェンナイ沖で行われましたが、こは、中国の「二帯一路」のうち、洋上の一路にあたります。「マラバール」への参加により、日本は対中包囲網の一角を担うことになったと言えます。

二〇一八年の「マラバール」はグアム沖では中国への牽制にはなりませんので、海上自衛隊は護衛艦三隻を二カ月以上、インド洋や南シナ海へ派遣しています。この時はこの三隻と潜水艦が南シナ海で合流して戦闘訓練を行っているのです。米中対立の最前線である南シナ海に自衛隊が進出していますが、これは米中対立に日本が巻き込まれかねないことを意味しています。

そして、二〇一九年四月は、前年に続き、「インド太平洋方面派遣訓練部隊」を編成し、五月には

米国、インド、フィリピン海軍との間で訓練を行い、さらに、米国、フランス、オーストラリア海軍との間で訓練を行っています。そして、これに對抗するように中国公船による尖閣諸島の接続水域への侵入が続いています。また中国は南シナ海でのミサイル発射実験をしています。こうした状況を見ると、日本は自ら進んで米中対立に巻き込まれる意志を示していると言えます。

7

日本は、安全保障関連法に基づき、他国軍への支援を含む海外における武力行使を前提にした訓練開始をしています。また、自衛隊法の「教育・訓練」が拡大解釈されました。今回の中東派遣の理屈に使われた防衛省設置法の「調査・研究」も拡大解釈の延長線上にあります。

政府の言う「次の事態」とは、中東における「米国のあらたな戦争」を指していることは明らかです。「次の事態」に備えるためには、人を派遣するだけでなく、モノを派遣する必要があります。そうすれば、それだけ情報を得ることができるからです。イラク戦争でもヒト・モノを運んだおかげで、多くの情報を日本政府は得ていました。

法規範を緩ませることで、ますます自衛隊は米軍と一体となって海外で軍事行動をとるようになっていくという現実を見る必要があります。

【改憲問題対策法律家6団体連絡会／戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会共催】
「自衛隊中東派遣に反対し閣議決定の撤回を求める集会」アピール

1 安倍政権は、昨年12月27日、中東地域への自衛隊派遣を閣議決定し、本年1月10日に自衛隊派遣の防衛大臣命令を強行しました。そして、1月21日から海上自衛隊のP-3C哨戒機が中東海域での情報収集活動を開始し、2月2日には、閣議決定により新たに中東へ派遣されることとなった護衛艦「たかなみ」が海上自衛隊横須賀基地を出港しました。

2 すでに中東海域には、アメリカが空母打撃群を展開しており、軍事的緊張が続いていましたが、本年1月2日には、アメリカが国際法違反の空爆によってイラン革命防衛隊のガセム・ソレイマニ司令官を殺害し、これに対して、1月8日、イランがイラク国内にあるアメリカ軍基地を弾道ミサイルで攻撃するなど、一触即発の状態にまで至っています。

安倍政権は、今回の派遣を「我が国独自の取組」と説明していますが、自衛隊が収集した情報はアメリカ軍に提供されることになっており、その実態は、アメリカのトランプ政権が呼びかける「有志連合」への事実上の参加に他なりません。そして、アメリカ軍との共同の情報収集・警戒監視・偵察活動に用いられているP-3C哨戒機、国外ではデストロイヤー（駆逐艦）と呼ばれている護衛艦、そして260名もの自衛官を中東地域に派遣すれば、それはイランへの大きな軍事的圧力となり、中東地域における軍事的緊張をいっそう悪化させることとなります。集団的自衛権を解禁した安保法（戦争法）のもと、中東地域で自衛隊がアメリカ軍と連携した活動を行えば、自衛隊がアメリカの武力行使や戦争に巻き込まれたり、加担することにもなりかねません。今回の自衛隊の中東派遣は憲法9条のもとで

は絶対に許されないことです。

3 また、自衛隊の中東派遣という重大な問題について、国会審議にもかけないまま国会閉会後に安倍政権の一存で決めたことも大問題です。安倍政権は、主要なエネルギーの供給源である中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保するためとしています。これでは、政権が必要と判断しさえすれば、「調査・研究」名目で自衛隊の海外派遣が歯止めなく許されることとなります。そもそも、組織法にすぎない防衛省設置法の「調査・研究」は、自衛隊の行動や権限について何も定めておらず、およそ自衛隊の海外派遣の根拠となるような規定ではなく、派遣命令の根拠自体が憲法9条に違反します。

4 現在の中東における緊張の高まりは、2018年5月にトランプ政権が「核合意」から一方的に離脱し、イランに対する経済制裁を再開したことに端を発しています。憲法9条を持ち、唯一の戦争被爆国である日本がなすべきは、アメリカとイランに対話と外交による平和的解決を求め、アメリカに「核合意」への復帰を求めることです。安倍政権も第1に「更なる外交努力」をいうのであれば、自衛隊中東派遣は直ちに中止し、昨年12月27日の閣議決定を撤回すべきです。

5 私たちは、安倍政権による憲法9条の明文改憲も事実上の改憲も許さず、自衛隊の中東派遣に反対し、派遣中止と閣議決定の撤回を強く求めます。

2020年2月20日

「自衛隊中東派遣に反対し閣議決定の撤回を求める集会」参加者一同

今後の日程

【第51回定時総会】

2020年6月27日(土)～28日(日)
宮城県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

4月16日(木)11時～ 青法協本部

【広報委員会】

4月24日(金)18時～ 青法協本部

第17回人権研究交流集会
(アクロス福岡)

2021年3月20日(土)午後 分科会
3月21日(日)午前 全体会

お知らせ

▼憲法改正問題資料共有フォルダ

改憲問題の資料共有のために設置した共有フォルダです。各地での講師活動等にぜひお役立て下さい。

*利用は会員のみとさせていただきます。

▼青法協メーリングリストへの登録を

青法協の活動をお知らせするとともに、憲法・司法、人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

利用をご希望の方は、事務局までご連絡ください。

bengaku@seihokyo.jp

各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



編集後記

▼東京オリピックの負の側面を取り上げる連載企画が始まったが、新型コロナウイルス蔓延が納まらなかつたら、オリピックは中止だとの噂も出ている。人間の目論見など、自然の驚異の前では簡単に潰されてしまうということだろうか。▼こういう驚異的な災害は、政(まつりごと)が悪いので天が怒って起こすのだと言われたわけだが、ウイルス発生の地のもさもさることながら、ウイルス禍が襲い始めた我が国の最近の状況もかなり質が悪いようだ。あえてどういふ点とは言わないが、天が怒るのも当然か。……というわけにはいかないだろう。「政」が悪いせいで最終的に辛い思いをするのは、民草なのである。▼なんとか状況が良くなるようにせねばならないが、ウィルス耐性が脆弱と懸念されている、高齢・持病持ちの身としては途方に暮れるだけである。政治を良くするのは民衆の責任であることを再認識し、

天の怒りを買わないようにしたいものだ。

(高野真人)